

横須賀市報

号外第 18 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地
毎月		横須賀市役所
10 日	編集兼	横須賀市長
25 日	発行人	上 地 克 明
	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

条 例			
◇地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を定める条例中一部改正	2	◇議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中一部改正	〃
◇行政組織条例中一部改正	〃	◇横須賀市農業委員会の委員等の定数に関する条例中一部改正	〃
◇文化会館条例等中一部改正	〃	規 則	
◇美術館条例中一部改正	10	◇文化会館条例施行規則中一部改正	19
◇産業交流プラザ条例中一部改正	10	◇芸術劇場条例施行規則中一部改正	21
◇青少年の家条例中一部改正	11	◇美術館条例施行規則中一部改正	24
◇都市公園条例中一部改正	〃	◇体育会館条例施行規則中一部改正	〃
◇地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例中一部改正	14	◇都市公園条例施行規則中一部改正	25
◇指定下水道工事店条例中一部改正	17	◇火災予防条例施行規則等中一部改正	26
		上下水道企業管理規程	
		◇指定下水道工事店条例施行規程中一部改正	〃

本号で公布された条例のあらまし

- 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例（条例第65号）
- 1 特定非営利活動法人 Y M C A コミュニティサポートが行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする期間を更新する。
 - 2 施行期日 公布の日（令和 7 年12月17日）
- 行政組織条例の一部を改正する条例（条例第66号）
- 1 行政課題に対して、より機動的かつ効率的に取り組むため、広報に関することを市長室の事務分掌に、環境政策に関すること及び自然環境に関することを経営企画部の事務分掌にそれぞれ加え、1 部の名称を変更する。
 - 2 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 文化会館条例等の一部を改正する条例（条例第67号）
- 1 公の施設の使用料等の見直しに伴い、文化会館条例ほか 8 条例に規定する使用料等を改める。
 - 2 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 美術館条例の一部を改正する条例（条例第68号）
- 1 美術館棟の開館時間及び屋上広場の閉館時間を改める。
 - 2 常設展の観覧料を改める。
 - 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 産業交流プラザ条例の一部を改正する条例（条例第69号）
- 1 産業交流プラザの使用時間を改める。
 - 2 産業交流プラザの使用料を改める。
 - 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 青少年の家条例の一部を改正する条例（条例第70号）
- 1 森崎青少年の家及び大楠青少年の家を廃止する。
 - 2 青少年の家の使用料を改める。
 - 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第71号）
- 1 くりはま花の国第 1 駐車場、くりはま花の国第 2 駐車場及びくりはま花の国第 3 駐車場の使用料について承認料金制度をとることとする。
 - 2 有料公園の入園料、有料公園施設の使用料及び駐車場の使用料を改める。
 - 3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（条例第72号）
- 1 湘南国際村地区地区整備計画の変更に伴い、湘南国際村地区地区整備計画区域の規定を改める。
 - 2 施行期日 公布の日（令和 7 年12月17日）
- 指定下水道工事店条例の一部を改正する条例（条例第73号）
- 1 責任技術者の登録を廃止する。
 - 2 施行期日 令和 8 年 1 月 1 日
- 火災予防条例の一部を改正する条例（条例第74号）
- 1 林野火災の予防に係る林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の規定を設ける。
 - 2 施行期日 令和 8 年 1 月 1 日

- 生涯学習センター条例の一部を改正する条例（条例第75号）
1 生涯学習センターの使用時間を改める。
2 生涯学習センターの使用料を改める。
3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日
- 議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第76号）
1 公職選挙法施行令の改正に準じ、議会議員及び長の選挙における候補者の選挙運動におけるビラ及びポスターの公費負担額を改める。
2 施行期日 公布の日（令和 7 年12月17日）
- 横須賀市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例（条例第77号）
1 農業委員会の委員の定数を改める。
2 施行期日 令和 8 年 7 月15日

条 例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第65号

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附
金を定める条例の一部を改正する条例
地方税法第 314条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を定める
条例（平成24年横須賀市条例第48号）の一部を次のように改正
する。

特定非営利活動法人Y M C A コミュニティサポートの項中
「令和 7 年12月31日」を「令和12年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第66号

行政組織条例の一部を改正する条例
行政組織条例（昭和44年横須賀市条例第24号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 条第 1 項第11号を次のように改める。

(1) 資源循環部

第 2 条市長室の部中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号と
し、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 広報に関すること。

第 2 条経営企画部の部中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を
第 2 号とし、同部に次の 3 号を加える。

(3) 環境政策に関すること。

(4) ゼロカーボンの推進に関すること。

(5) 自然環境に関すること。

第 2 条環境部の部各号列記以外の部分中「環境部」を「資源
循環部」に改め、同部第 1 号を削り、同部第 2 号を同部第 1 号
とし、同条建設部の部第 5 号を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

文化会館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第67号

文化会館条例等の一部を改正する条例
（文化会館条例の一部改正）

第 1 条 文化会館条例（昭和40年横須賀市条例第12号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表中

円	円	円	円
13,570	22,620	14,900	24,900
22,630	33,950	24,900	37,300
33,940	45,250	37,300	49,800
36,200	56,570	39,800	62,200
56,570	79,200	62,200	87,100
70,140	101,820	77,100	112,000

改め、同項第 2 号の表中

円	円	円	円
3,400	5,650	3,800	6,200
4,520	6,790	5,000	7,500
5,650	9,050	6,200	10,000
7,920	12,440	8,800	13,700
10,170	15,840	11,200	17,500
13,570	21,490	15,000	23,700
2,360	3,560	2,600	4,000
3,560	4,720	4,000	5,200
4,720	5,910	5,200	6,500
5,920	8,280	6,600	9,200
8,280	10,630	9,200	11,700
10,640	14,190	11,800	15,700

改め、同項第 3 号の表中

円	円	円	円
5,660	7,920	6,200	8,700
6,780	9,050	7,500	10,000
9,050	11,320	10,000	12,500
12,440	16,970	13,700	18,700
15,830	20,370	17,500	22,500
21,490	28,290	23,700	31,200
3,400	4,520	3,800	4,900
4,520	5,650	5,000	6,300
5,650	7,920	6,200	8,700
7,920	10,170	8,800	11,200
10,170	13,570	11,200	15,000
13,570	18,090	15,000	19,900

改め、同項第 4 号の表中「 740 」を「 900 」に、「 610 」を

380	450
260	300
510	600
380	450

第 5 号の表中「 1 時間」を「 30 分」に、「 320 」を「 400 」
に改め、同表第 2 項第 1 号の表中「 5,660 」を「 6,100 」に、
「 9,050 」を「 9,700 」に、「 13,570 」を「 14,700 」に、
「 18,110 」を「 19,500 」に、「 14,710 」を「 15,800 」に、
「 22,620 」を「 24,400 」に、「 31,680 」を「 34,200 」に、
「 28,280 」を「 30,500 」に、「 40,730 」を「 43,900 」に改
め、同項第 2 号の表中

円	円
3,400	4,520
4,520	6,220
6,220	7,350
7,920	10,740
10,740	13,570
14,140	18,090
2,360	3,550
3,560	4,730
4,720	6,500
5,920	8,280
8,280	11,230
10,640	14,780
1,180	1,770
1,770	2,370
2,370	3,550
2,950	4,140
4,140	5,920
5,320	7,690

改め、同項第 3 号の表中「740」を「900」に改める。

円	円
3,700	4,900
4,900	6,700
6,700	8,000
8,600	11,600
11,600	14,700
15,300	19,600
2,600	3,800
3,800	5,200
5,100	7,000
6,400	9,000
8,900	12,200
11,500	16,000
1,300	2,000
1,900	2,500
2,600	3,900
3,200	4,500
4,500	6,400
5,800	8,400

(芸術劇場条例の一部改正)
第 2 条 芸術劇場条例（平成 5 年横須賀市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中

円	円	円	円
59,390	71,280	65,300	78,400
113,400	136,080	124,700	149,700
140,390	168,480	154,400	185,300
172,790	207,360	190,000	228,100
253,790	304,560	279,100	335,000
269,990	323,990	296,900	356,300
43,190	51,830	47,500	57,000
15,840	19,230	17,400	21,200
29,410	35,070	32,400	38,600
37,330	45,250	41,100	49,800
45,250	54,300	49,800	59,800
66,740	80,320	73,500	88,400
71,280	85,980	78,500	94,600
11,310	13,570	12,500	15,000

改め、同項第 2 項の表中「3,550」を「3,900」に、「4,250」を「4,700」に、「2,360」を「2,600」に、「2,840」を「3,200」に改め、同表第 3 項の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日	時間外 (1 時間当たり)
大 劇 場	楽屋 1 楽屋 5	円 1,000	円 1,300	円 1,300	円 2,300	円 2,600	円 3,200	円 400
	楽屋 2 楽屋 9 楽屋12 楽屋13	2,400	3,200	3,200	5,600	6,400	7,400	900
	楽屋 3 楽屋 4	2,700	3,600	3,600	6,300	7,200	8,600	1,100
	楽屋 6 楽屋 7	2,000	2,700	2,700	4,700	5,400	6,400	800
	楽屋 8	3,100	4,100	4,100	7,200	8,200	9,600	1,200
	楽屋10 楽屋11	3,400	4,600	4,600	8,000	9,200	10,800	1,300
	衣装室	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,200	400
小 劇 場	楽屋 A 楽屋 B 楽屋 D	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,200	400
	楽屋 C	2,000	2,700	2,700	4,700	5,400	6,400	800

(バيسクエア・パークイング条例の一部改正)

第 3 条 バイスクエア・パークイング条例（平成24年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「30分につき 210 円」を「30分につき 250 円」に、「30,800 円」を「33,800 円」に、「11,000 円」を「13,000 円」に、「630 円」を「700 円」に、「6,600 円」を「7,800 円」に、「210 円券」を「250 円券」に、「10,500 円」を「12,500 円」に改め、同表備考に関する部分第 4 項中「1,680 円」を「2,000 円」に、「2,100 円」を「2,500 円」に改める。

(コミュニティセンター条例の一部改正)

第 4 条 コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第 58号）の一部を次のように改正する。

別表中

円	円	円	円
600	1,200	700	1,400
900	1,800	1,100	2,200
100	200	200	400
200	400	300	600

300	600	を	400	800	に
400	800		500	1,000	
500	1,000		600	1,200	
300	600		400	800	
300	600		400	800	
300	600		400	800	
100	200		200	400	

改め、同表備考に関する部分に次の 1 項を加える。

3 市内の15歳未満の者及び中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒のトレーニング室の使用に係る使用料は、無料とする。

(健康増進センター条例の一部改正)

第 5 条 健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中中学生以下の者の項を次のように改める。

中学生以下の者	市内	1 回につき	円 0
	市外		370
	市内	回数券（11回分）	—
	市外		3,670

別表第 2 項の表備考以外の部分を次のように改める。

区 分	使 用 料
1 回30分まで	円 0
1 回30分を超えた場合は、30分を超えた時間30分までごとに 100 円を加算する。	

別表備考に関する部分第 4 項を同部分第 6 項とし、同部分第 3 項を同部分第 5 項とし、同部分第 2 項を同部分第 4 項とし、同部分第 1 項中「中学生以下の者」の次に「のうち市外」を加え、同項を同部分第 3 項とし、同部分に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

- 1 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。
- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 2 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。

(勤労福祉会館条例の一部改正)

第 6 条 勤労福祉会館条例（平成 3 年横須賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中

(ア) 平日（登録団体に限る。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分										
第 1 競技場	営利を目的としない場合	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 3	円 2,600	円 3,500	円 2,600	円 6,100	円 6,100	円 8,700
				1 / 2	3,900	5,200	3,900	9,100	9,100	13,000
				2 / 3	5,200	7,000	5,200	12,200	12,200	17,400
			入場料を徴収する場合	全面	7,800	10,400	7,800	18,200	18,200	26,000
					23,400	31,200	23,400	54,600	54,600	78,000
					23,400	31,200	23,400	54,600	54,600	78,000
		上記以外	入場料を徴収しない場合		70,200	93,600	70,200	163,800	163,800	234,000
			入場料を徴収する場合							

円 1,530	円 2,300
1,170	1,760
670	1,010
540	810
430	650
1,050	1,580

円 1,800	円 2,700
1,400	2,100
800	1,200
550	830
450	680
1,300	1,950

改め、同表第 2 項の表中「（1 時間当たり）」を削り、

各区分ごとに 1 人につき 260 円

各区分ごとに 1 人につき 260 円
ただし、中学生以下の者にあつては、0 円とする。

改める。

(総合福祉会館条例の一部改正)

第 7 条 総合福祉会館条例（平成 5 年横須賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 1,890	円 2,840
380	570
380	570
380	570
860	1,290
510	770
610	920
610	920
740	1,110
610	920
1,540	2,310
3,550	5,330
1,180	1,770
860	1,290

円 2,250	円 3,380
450	680
450	680
450	680
1,050	1,580
600	900
750	1,130
750	1,130
900	1,350
750	1,130
1,800	2,700
3,550	5,330
1,200	1,800
1,050	1,580

改める。

(体育会館条例の一部改正)

第 8 条 体育会館条例（昭和29年横須賀市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号ア（ア）から（エ）までを次のように改める。

	営利を目的とする場合				210,600	280,800	210,600	491,400	491,400	702,000
第2競技場	目的育・スポーツを	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1 / 2	1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000
			入場料を徴収する場合	全面	3,600	4,800	3,600	8,400	8,400	12,000
		10,800			14,400	10,800	25,200	25,200	36,000	
		営利を目的とする場合			97,200	129,600	97,200	226,800	226,800	324,000
	第 1 体 育 室				2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000
第 2 体 育 室										
	第 3 体 育 室				1,500	2,000	1,500	3,500	3,500	5,000
	第 4 体 育 室									

(イ) 平日（登録団体を除く。）

施設				区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分											
第1競技場	営利を目的としない場合	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 3	円 5,200	円 7,000	円 5,200	円 12,200	円 12,200	円 17,400	
				1 / 2	7,800	10,400	7,800	18,200	18,200	26,000	
				2 / 3	10,400	14,000	10,400	24,400	24,400	34,800	
			全面	15,600	20,800	15,600	36,400	36,400	52,000		
		入場料を徴収する場合		46,800	62,400	46,800	99,600	99,600	146,400		
				入場料を徴収しない場合	46,800	62,400	46,800	99,600	99,600	146,400	
					入場料を徴収する場合	140,400	187,200	140,400	327,600	327,600	468,000
		営利を目的とする場合			210,600	280,800	210,600	491,400	491,400	702,000	
第2競技場	目的育・スポーツを	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1 / 2	3,600	4,800	3,600	8,400	8,400	12,000	
				全面	7,200	9,600	7,200	16,800	16,800	24,000	
			入場料を徴収する場合		21,600	28,800	21,600	50,400	50,400	72,000	
		営利を目的とする場合			97,200	129,600	97,200	226,800	226,800	324,000	
		第 1 体 育 室					4,200	5,600	4,200	9,800	9,800
第 2 体 育 室											
第 3 体 育 室					3,000	4,000	3,000	7,000	7,000	10,000	
第 4 体 育 室											

(ウ) 土曜日、日曜日及び休日（登録団体に限る。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分										
第1競技場	営利を目的としない場合	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 3	円 3,000	円 4,000	円 3,000	円 7,000	円 7,000	円 10,000
				1 / 2	4,500	6,000	4,500	10,500	10,500	15,000
				2 / 3	6,000	8,000	6,000	14,000	14,000	20,000
		上記以外	入場料を徴収する場合	全面	9,000	12,000	9,000	21,000	21,000	30,000
			入場料を徴収する場合		27,000	36,000	27,000	63,000	63,000	90,000
			入場料を徴収しない場合		27,000	36,000	27,000	63,000	63,000	90,000
			入場料を徴収する場合		81,000	108,000	81,000	189,000	189,000	270,000

	営利を目的とする場合				243,000	324,000	243,000	567,000	567,000	810,000	
第2競技場	目的育・スポーツを	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1 / 2	2,100	2,800	2,100	4,900	4,900	7,000	
			入場料を徴収する場合	全面	4,200	5,600	4,200	9,800	9,800	14,000	
		営利を目的とする場合			12,600	16,800	12,600	29,400	29,400	42,000	
					113,400	151,200	113,400	264,600	264,600	378,000	
	第 1 体 育 室				2,400	3,200	2,400	5,600	5,600	8,000	
第 2 体 育 室											
第 3 体 育 室				1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000		
第 4 体 育 室											

(エ) 土曜日、日曜日及び休日（登録団体を除く。）

施設				床区分		区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
第1競技場	営利を目的としない場合	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 3	円 6,000	円 8,000	円 6,000	円 14,000	円 14,000	円 20,000			
				1 / 2	9,000	12,000	9,000	21,000	21,000	30,000			
				2 / 3	12,000	16,000	12,000	28,000	28,000	40,000			
		上記以外	全面	入場料を徴収する場合	18,000	24,000	18,000	42,000	42,000	60,000			
					54,000	72,000	54,000	126,000	126,000	180,000			
					54,000	72,000	54,000	126,000	126,000	180,000			
					162,000	216,000	162,000	378,000	378,000	540,000			
		営利を目的とする場合			243,000	324,000	243,000	567,000	567,000	810,000			
第2競技場	目的育・スポーツを	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1 / 2	4,200	5,600	4,200	9,800	9,800	14,000			
				全面	8,400	11,200	8,400	19,600	19,600	28,000			
					25,200	33,600	25,200	58,800	58,800	84,000			
		営利を目的とする場合			113,400	151,200	113,400	264,600	264,600	378,000			
第 1 体 育 室					4,800	6,400	4,800	11,200	11,200	16,000			
第 2 体 育 室													
第 3 体 育 室					3,600	4,800	3,600	8,400	8,400	12,000			
第 4 体 育 室													

別表第1項第1号イの表中「1回につき 120円」を「0円」に改め、「回数券（11回分） 1,200円」を削り、「260円」を「400円」に、「2,600円」を「4,000円」に、「240円」を「400円」に、「2,400円」を「4,000円」に、「520円」を「800円」に、「5,200円」を「8,000円」に改め、同項第2号の表中「1,440」を「1,700」に、「1,750」を「2,100」に、「2,880」を「3,400」に、「3,500」を「4,200」に、「4,420」を「5,100」に、「5,250」を「6,300」に、「8,840」を「10,200」に、「10,500」を「12,600」に、「340」を「400」に、「410」を「500」に、「680」を「800」に、「820」を「1,000」に、「1,020」を「1,200」に、「1,220」を「1,500」に、「2,040」を「2,400」に、「2,440」を「3,000」に、

220	260	440	520
-----	-----	-----	-----

を

300	400
-----	-----

に、「650」を「900」に、「780」を

600	800
-----	-----

「1,200」に、「1,300」を「1,800」に、「1,560」を「2,400」に改め、同項第3号アの表中「2,300」を「2,800」に、「4,600」を「5,600」に改め、同号イの表中

円 200	円 400	を	円 0	円 400
2,000	4,000		—	4,000
400	800		500	1,000
4,000	8,000		5,000	10,000

に改め、同表

第2項第1号ア（ア）から（エ）までを次のように改める。

(ア) 平日（登録団体に限る。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分										
競技場	スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 2	円 2,100	円 2,800	円 2,100	円 4,900	円 4,900	円 7,000	
			全面	4,200	5,600	4,200	9,800	9,800	14,000	
		入場料を徴収する場合			12,600	16,800	12,600	29,400	29,400	42,000
小 体 育 室					1,500	2,000	1,500	3,500	3,500	5,000

(イ) 平日（登録団体を除く。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分										
競技場	スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 2	円 4,200	円 5,600	円 4,200	円 9,800	円 9,800	円 14,000	
			全面	8,400	11,200	8,400	19,600	19,600	28,000	
		入場料を徴収する場合		全面	25,200	33,600	25,200	58,800	58,800	84,000
			小 体 育 室				3,000	4,000	3,000	7,000

(ウ) 土曜日、日曜日及び休日（登録団体に限る。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分										
競技場	スポーツを目的とする	入場料を徴収しない場合	1 / 2	円 2,400	円 3,200	円 2,400	円 5,600	円 5,600	円 8,000	
			全面	4,800	6,400	4,800	11,200	11,200	16,000	
		入場料を徴収する場合		全面	14,400	19,200	14,400	33,600	33,600	48,000
			小 体 育 室				1,800	2,400	1,800	4,200

(エ) 土曜日、日曜日及び休日（登録団体を除く。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分										
競技場	スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 2	円 4,800	円 6,400	円 4,800	円 11,200	円 11,200	円 16,000	
			全面	9,600	12,800	9,600	22,400	22,400	32,000	
		入場料を徴収する場合		全面	28,800	38,400	28,800	67,200	67,200	96,000
			小 体 育 室				3,600	4,800	3,600	8,400

別表第 2 項第 1 号イの表中「1 回につき 120 円」を「0 円」に改め、「回数券（11 回分） 1,200 円」を削り、「260 円」を「400 円」に、「2,600 円」を「4,000 円」に、「240 円」を「400 円」に、「2,400 円」を「4,000 円」に、「520 円」を「800 円」に、「5,200 円」を「8,000 円」に改め、同項第 2 号アの表中「2,300」を「2,800」に、「4,600」を「5,600」に改め、同号イの表中

「円 円」 「円 円」

200	400
2,000	4,000
400	800
4,000	8,000

を

0	400
—	4,000
500	1,000
5,000	10,000

に改め、同表第

3 項第 1 号ア（ア）から（エ）までを次のように改める。

(ア) 平日（登録団体に限る。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分										
競技	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 3		円 2,100	円 2,800	円 2,100	円 4,900	円 4,900	円 7,000
			1 / 2		3,200	4,200	3,200	7,400	7,400	10,600
			2 / 3		4,200	5,600	4,200	9,800	9,800	14,000
					6,300	8,400	6,300	14,700	14,700	21,000

場		入場料を徴収する場合	全面	18,900	25,200	18,900	44,100	44,100	63,000
	上記以外	入場料を徴収しない場合		18,900	25,200	18,900	44,100	44,100	63,000
小 体 育 室				1,500	2,000	1,500	3,500	3,500	5,000

(イ) 平日（登録団体を除く。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分										
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない 場合	1 / 3	円 4,200	円 5,600	円 4,200	円 9,800	円 9,800	円 14,000	
			1 / 2	6,300	8,400	6,300	14,700	14,700	21,000	
			2 / 3	8,400	11,200	8,400	19,600	19,600	28,000	
			全 面	12,600	16,800	12,600	29,400	29,400	42,000	
	入場料を徴収する場 合	37,800		50,400	37,800	88,200	88,200	126,000		
		上記以外		入場料を徴収しない 場合	37,800	50,400	37,800	88,200	88,200	126,000
小 体 育 室				3,000	4,000	3,000	7,000	7,000	10,000	

(ウ) 土曜日、日曜日及び休日（登録団体に限る。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分										
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない 場合	1 / 3	円 2,400	円 3,200	円 2,400	円 5,600	円 5,600	円 8,000	
			1 / 2	3,600	4,800	3,600	8,400	8,400	12,000	
			2 / 3	4,800	6,400	4,800	11,200	11,200	16,000	
		全面	7,200	9,600	7,200	16,800	16,800	24,000		
	入場料を徴収する場 合		21,600	28,800	21,600	50,400	50,400	72,000		
			上記以外	入場料を徴収しない 場合	21,600	28,800	21,600	50,400	50,400	72,000
小 体 育 室				1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000	

(エ) 土曜日、日曜日及び休日（登録団体を除く。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分										
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない 場合	1 / 3	円 4,800	円 6,400	円 4,800	円 11,200	円 11,200	円 16,000	
			1 / 2	7,200	9,600	7,200	16,800	16,800	24,000	
			2 / 3	9,600	12,800	9,600	22,400	22,400	32,000	
		全面		14,400	19,200	14,400	33,600	33,600	48,000	
			43,200	57,600	43,200	100,800	100,800	144,000		
			43,200	57,600	43,200	100,800	100,800	144,000		
上記以外	入場料を徴収しない 場合		43,200	57,600	43,200	100,800	100,800	144,000		
小 体 育 室				3,600	4,800	3,600	8,400	8,400	12,000	

別表第 3 項第 1 号イの表中「1 回につき 120 円」を「0 円」に改め、「回数券（11 回分） 1,200 円」を削り、「260 円」を「400 円」に、「2,600 円」を「4,000 円」に、「240 円」を「400 円」に、「2,400 円」を「4,000 円」に、「520 円」を「800 円」に、「5,200 円」を「8,000 円」に改め、同項第 2 号アの表中「580」を「700」に、「1,160」を「1,400」に、「2,180」を「2,600」に、「4,360」を

「5,200」に改め、同号イの表中「1 回につき 120 円」を「0 円」に改め、「回数券（11 回分） 1,200 円」を削り、「260 円」を「400 円」に、「2,600 円」を「4,000 円」に、「240 円」を「400 円」に、「2,400 円」を「4,000 円」に、「520 円」を「800 円」に、「5,200 円」を「8,000 円」に

改め、同項第 3 号アの表中「2,300」を「2,800」に、
「4,600」を「5,600」に改め、同号イの表中

円	円
200	400
円	円
0	400

2,000	4,000
400	800
4,000	8,000

—	4,000
500	1,000
5,000	10,000

を

に改め、同表

第 4 項第 1 号ア（ア）から（エ）までを次のように改める。

（ア）平日（登録団体に限る。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
床区分										
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない 場合	1 / 2	円 2,100	円 2,800	円 2,100	円 4,900	円 4,900	円 7,000	
				4,200	5,600	4,200	9,800	9,800	14,000	
		入場料を徴収する場 合	全 面	12,600	16,800	12,600	29,400	29,400	42,000	
	上記以外	入場料を徴収しない 場合		12,600	16,800	12,600	29,400	29,400	42,000	
小 体 育 室					1,500	2,000	1,500	3,500	3,500	5,000

（イ）平日（登録団体を除く。）

施設			区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
床区分									
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない 場合	1 / 2	円 4,200	円 5,600	円 4,200	円 9,800	円 9,800	円 14,000
				8,400	11,200	8,400	19,600	19,600	28,000
		入場料を徴収する場合	全 面	25,200	33,600	25,200	58,800	58,800	84,000
	上記以外	入場料を徴収しない 場合		25,200	33,600	25,200	58,800	58,800	84,000
小 体 育 室				3,000	4,000	3,000	7,000	7,000	10,000

（ウ）土曜日、日曜日及び休日（登録団体に限る。）

施設			区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
床区分									
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない 場合	1 / 2	円 2,400	円 3,200	円 2,400	円 5,600	円 5,600	円 8,000
				4,800	6,400	4,800	11,200	11,200	16,000
		入場料を徴収する場合	全 面	14,400	19,200	14,400	33,600	48,000	33,600
	上記以外	入場料を徴収しない 場合		14,400	19,200	14,400	33,600	48,000	33,600
小 体 育 室				1,800	2,400	1,800	4,200	4,200	6,000

（エ）土曜日、日曜日及び休日（登録団体を除く。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
床区分										
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない 場合	1 / 2	円 4,800	円 6,400	円 4,800	円 11,200	円 11,200	円 16,000	
				9,600	12,800	9,600	22,400	22,400	32,000	
		入場料を徴収する場 合	全 面	28,800	38,400	28,800	67,200	67,000	96,000	
	上記以外	入場料を徴収しない 場合		28,800	38,400	28,800	67,200	67,200	96,000	
小 体 育 室					3,600	4,800	3,600	8,400	8,400	12,000

別表第 4 項第 1 号イの表中「1 回につき 120 円」を「0 円」に改め、「回数券（11 回分） 1,200 円」を削り、「260 円」を「400 円」に、「2,600 円」を「4,000 円」に、「240 円」を「400 円」に、「2,400 円」を「4,000 円」に、

「520 円」を「800 円」に、「5,200 円」を「8,000 円」に改め、同項第 2 号アの表中「2,300」を「2,800」に、

「4,600」を「5,600」に改め、同号イの表中

「		を	「		に改め、同表
円	円		円	円	
200	400		0	400	
2,000	4,000		—	4,000	
400	800		500	1,000	
4,000	8,000		5,000	10,000	

第 5 項の表中「2,800」を「—」に、「5,600」を「6,400」に、「5,900」を「7,200」に、「11,800」を「14,400」に改め、同表備考に関する部分第13項に次のただし書を加える。
ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(有料広場条例の一部改正)

第 9 条 有料広場条例（平成29年横須賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中		を	に改める。	
円	円		円	円
1,470	2,940		1,700	3,400
1,180	2,360		1,400	2,800
1,180	2,360		1,400	2,800
1,180	2,360		1,400	2,800
1,180	2,360		1,400	2,800
590	1,180		700	1,400

- 附 則
- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
 - 第 1 条の規定による改正後の文化会館条例の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
 - 第 2 条の規定による改正後の芸術劇場条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
 - 第 3 条の規定による改正後のベイスクエア・パーキング条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
 - この条例施行の際、現に第 3 条の規定による改正前のベイスクエア・パーキング条例の規定により発行された回数券については、施行日以後も、なお引き続き使用することができる。
 - 第 4 条の規定による改正後のコミュニティセンター条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
 - 第 5 条の規定による改正後の健康増進センター条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
 - 第 6 条の規定による改正後の勤労福祉会館条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
 - 第 7 条の規定による改正後の総合福祉会館条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
 - 第 8 条の規定による改正後の体育会館条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

- この条例施行の際、現に第 8 条の規定による改正前の体育会館条例の規定により発行された回数券については、施行日以後も、なお引き続き使用することができる。
- 第 9 条の規定による改正後の有料広場条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市条例第68号

美術館条例の一部を改正する条例
美術館条例（平成18年横須賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

- 第 4 条第 1 号を次のように改める。
- (1) 美術館棟 午前10時から午後 6 時まで
- 第 4 条第 2 号中「午後 9 時30分」を「午後 7 時」に改める。
- 第 5 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「前項」を「第 3 項」に改め、「場合は、」の次に「常設展の」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。
- 4 企画展の観覧料を納付した者は、常設展を観覧することができるものとする。
- 別表第 1 項の表中「280 円」を「350 円」に、「220 円」を「280 円」に、「380 円」を「450 円」に、「300 円」を「360 円」に改め、同項備考に関する部分を次のように改める。

備考
次に掲げる者の観覧料は、無料とする。

(1) 規則で定める障害者及びその者を介助する者（障害者 1 人につき 1 人を限度とする。）

(2) 本市の区域内に住所を有する高校生

(3) 本市の区域内に存する高校に在学する者

附 則
この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

産業交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市条例第69号

産業交流プラザ条例の一部を改正する条例
産業交流プラザ条例（平成 5 年横須賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

- 第 9 条本文中「午後10時」を「午後 9 時」に改める。
- 別表中「1,070」を「1,100」に、「1,610」を「1,650」に、「1,040」を「1,050」に、「1,560」を「1,580」に、
- 「730」を「750」に、「1,100」を「1,130」に、「460」を「500」に、「690」を「750」に、「670」を「700」に、「1,010」を「1,050」に、「2,070」を「2,300」に、「3,110」を「3,450」に、「1,650」を「1,900」に、「2,480」を「2,850」に、「1,150」を「1,350」に、「1,730」を「2,030」に、
- 「100 150」を「200 300」に、「1 平方メートルにつき 10」を「1 平方メートルにつき 12」に改める。

附 則

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の産業交流プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

の例による。

青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第70号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例（昭和43年横須賀市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表横須賀市森崎 3 丁目 8 番 2 号の項及び横須賀市芦名 2 丁目30番 4 号の項を削る。

別表中「1,200」を「1,400」に、「1,800」を「2,100」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の青少年の家条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第71号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「くりはま花の国パークゴルフ場駐車場」を「くりはま花の国第 3 駐車場」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー」の次に「、くりはま花の国第 1 駐車場、くりはま花の国第 2 駐車場、くりはま花の国第 3 駐車場」を加える。

第20条第 1 項ただし書中「4 月から 6 月までの間」を「ふじ及びしょうぶの開花期間で市長が別に定める期間」に、「1 月から 3 月まで及び 7 月から12月までの間に限り」を「当該市長が別に定める期間を除き」に改める。

別表第 3 第 1 号エの表猿島公園の項中「130」を「0」に改め、同表しょうぶ園の項中

小学生 中学生	1 人 1 回につ き	100	を
------------	----------------	-----	---

小学生 中学生	本市の 区域内 に住所 を有す る者	1 人 1 回につ き	0	に、「 320 」を
	上記以 外の者		100	

「 500 」に、	小学生 中学生	1 人 1 回につ き	60	を
-----------	------------	----------------	----	---

小学生 中学生	本市の 区域内 に住所 を有す る者	1 人 1 回につ き	0	に、「 210 」を
	上記以 外の者		60	

「 300 」に改め、同号オの表中

円 20,950 (14,400)	円 41,900 (28,800)	を	円 22,500 (15,800)	円 45,000 (31,600)	に、
-------------------------	-------------------------	---	-------------------------	-------------------------	----

16,700 (11,520)	33,520 (23,040)	を	18,000 (12,600)	36,000 (25,200)	に、
--------------------	--------------------	---	--------------------	--------------------	----

8,380 (5,760)	16,760 (11,520)	を	9,000 (6,300)	18,000 (12,600)	に、
10,480	20,960		11,300	22,600	

8,380	16,760	を	9,000	18,000	に、
-------	--------	---	-------	--------	----

4,190	8,380	を	4,500	9,000	に、
6,550	13,100		6,800	13,600	

5,240	10,480	を	5,400	10,800	に、
-------	--------	---	-------	--------	----

2,620	5,240	を	2,700	5,400	に、
7,030	14,060		8,400	16,800	
5,860	11,720		7,000	14,000	

4,690	9,380	を	5,600	11,200	に、
-------	-------	---	-------	--------	----

2,340	4,680	を	2,800	5,600	に、
4,920	9,840		5,000	10,000	
4,090	8,180		4,200	8,400	

3,280	6,560	を	3,400	6,800	に、
-------	-------	---	-------	-------	----

1,640	3,280	を	1,700	3,400	に、
1,770	3,540		2,100	4,200	
1,470	2,940		1,700	3,400	

1,180	2,360	を	1,400	2,800	に、
-------	-------	---	-------	-------	----

590	1,180	を	700	1,400	に、
-----	-------	---	-----	-------	----

11,950	23,900	を	12,500	25,000	に、
--------	--------	---	--------	--------	----

9,560	19,120	を	10,000	20,000	に、
-------	--------	---	--------	--------	----

4,780	9,560	を	5,000	10,000	に、
7,170	14,340		7,500	15,000	

5,740	11,480	を	6,000	12,000	に、
-------	--------	---	-------	--------	----

2,870	5,740	を	3,000	6,000	に、
1,470	2,940		1,700	3,400	

一般	1 人につき	100	200	を
	回数券（11回分）	1,000	2,000	

一般	小学生及び中学生	1 人につき	0	400
		回 数 券 (11回分)	—	4,000
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1 人につき	200	400
		回 数 券 (11回分)	2,000	4,000

に、

競技用器具を使用する場合	午前につき	(28,380) 5,680	(56,760) 11,360
	午後につき	(34,270) 7,090	(68,540) 14,180
	1 日につき	(56,770) 11,350	(113,540) 22,700
	時間外 1 時間につき	(6,710) 1,410	(13,420) 2,820
競技用器具を使用しない場合	午前につき	4,140	8,280
	午後につき	5,680	11,360
	1 日につき	8,280	16,560
	時間外 1 時間につき	1,030	2,060

を

競技用器具を使用する場合	午前につき	(30,000) 6,000	(60,000) 12,000
	午後につき	(42,500) 8,500	(85,000) 17,000
	時間外 1 時間につき	(8,000) 1,600	(16,000) 3,200
競技用器具を使用しない場合	午前につき	4,800	9,600
	午後につき	6,800	13,600
	時間外 1 時間につき	1,200	2,400

に

14,670	29,340	を	15,000	30,000	に、
--------	--------	---	--------	--------	----

8,800	17,600	を	9,000	18,000	に改
-------	--------	---	-------	--------	----

め、同表庭球場の項を次のように改める。

日曜日、土曜日及び休日	午前 6 時30分から 8 時30分まで（光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に限る。）	1,500	3,000
	午前 8 時30分から 11時まで	1,900	3,800
	午前11時から午後 1 時まで	1,500	3,000
	午後 1 時から 3 時まで	1,500	3,000
	午後 3 時から 5 時まで	1,500	3,000
	午後 5 時から 7 時	1,500	3,000

庭球場		まで		
		午後 7 時から 9 時まで（追浜公園、光の丘公園及び西公園に限る。）	1,500	3,000
		時間外 1 時間につき	800	1,600
	上記以外の日	午前 6 時30分から 8 時30分まで（光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に限る。）	1,000	2,000
		午前 8 時30分から 11時まで	1,300	2,600
		午前11時から午後 1 時まで	1,000	2,000
		午後 1 時から 3 時まで	1,000	2,000
		午後 3 時から 5 時まで	1,000	2,000
		午後 5 時から 7 時まで	1,000	2,000
		午後 7 時から 9 時まで（追浜公園、光の丘公園及び西公園に限る。）	1,000	2,000
		時間外 1 時間につき	500	1,000

別表第 3 第 1 号オの表中

一般	午前につき	200	400
	午後につき	310	620

を

一般	小学生及び中学生	午前につき	0	600
		午後につき	0	800
	15歳以上の者（中学生を除く。）	午前につき	300	600
		午後につき	400	800

に、

2,010	4,020	を	2,400	4,800	に、
2,840	5,680		3,400	6,800	
1,990	3,980		2,300	4,600	

一般	1 人につき	100	200	を
----	--------	-----	-----	---

一般	小学生及び中学生	1 人につき	0	400
	15歳以上の者（中学生を除く。）		200	400

に、

3,350	6,700	を	4,000	8,000	に改
-------	-------	---	-------	-------	----

5,030	10,060	を	6,000	12,000	に、
1,990	3,980		2,300	4,600	

一般	15歳以上の者（高校生及び中学生を除く。）	1 人 1 時間につき	260	520	を
	上記以外の者		160	320	

一般	小学生及び中学生	1 人 1 時間につき	0	400	に、
	高校生		200	400	
	15歳以上の者（高校生及び中学生を除く。）		300	600	

10,480	20,960	を	12,000	24,000	に、
15,720	31,440		18,000	36,000	
6,280	12,560		7,500	15,000	
9,430	18,860		11,300	22,600	

60	を	0	100	に改
180		300		
10,160		11,600		
11,950		13,700		
20,320		23,300		

め、同表水泳プール（馬堀海岸公園に限る。）の項を次のように改める。

水泳プール（馬堀海岸公園に限る。）	一般	小学生及び中学生	1 回 3 時間まで	0	300
			1 回 3 時間を超えた場合は、市内にあっては 0 円とし、市外にあっては 300 円に 3 時間を超えた時間30分までごとに50 円加算する。		
		15歳以上の者（中学生を除く。）	1 回 3 時間まで	750	
			1 回 3 時間を超えた場合は、750 円に 3 時間を超えた時間30分までごとに 120 円加算する。		
	30人以上	小学生及び中学生	1 回 3 時間まで	0	200
			1 回 3 時間を超えた場合は、市内にあっては 0 円とし、市外にあっては		

	の団体		200 円に 3 時間を超えた時間30分までごとに50円加算する。	
		15歳以上の者（中学生を除く。）	1 回 3 時間まで	600
			1 回 3 時間を超えた場合は、600 円に 3 時間を超えた時間30分までごとに 120 円加算する。	

別表第 3 第 1 号オの表中

2,100	4,200	を	2,300	4,600	に、
840	1,680		1,000	2,000	
320	640	を	200	400	に改
210	420		200	400	
210	420		200	400	

め、同号キの表追浜公園駐車場夏島都市緑地駐車場不入斗公園第 2 駐車場不入斗公園臨時駐車場はまゆう公園駐車場大津公園駐車場佐原 2 丁目公園第 2 駐車場久里浜 1 丁目公園駐車場光の丘公園駐車場西公園駐車場湘南国際村西公園駐車場佐島の丘第 4 公園駐車場の項及び追浜公園臨時駐車場不入斗公園第 1 駐車場大津公園臨時駐車場佐原 2 丁目公園第 1 駐車場の項を次のように改める。

追浜公園駐車場 夏島都市緑地駐車場 不入斗公園第 2 駐車場 はまゆう公園駐車場 大津公園駐車場 佐原 2 丁目公園第 2 駐車場 久里浜 1 丁目公園駐車場 光の丘公園駐車場 西公園駐車場 湘南国際村西公園駐車場 佐島の丘第 4 公園駐車場	普通	日曜日、土曜日及び休日	1 回30分まで	円 0
			1 回30分を超え 1 時間まで	150
			1 回 1 時間を超えた場合は、150 円に 1 時間を超えた時間30分までごとに 150 円を加算する。ただし、800 円を超えるときは、800 円とする。	
		上記以外の日	1 回30分まで	0
			1 回30分を超え 1 時間まで	100
			1 回 1 時間を超えた場合は、100 円に 1 時間を超えた時間30分までごとに 100 円を加算する。ただし、700 円を超えるときは、700 円とする。	
追浜公園臨時駐車場 不入斗公園第 1 駐車場 大津公園臨時駐車場	普通	日曜日、土曜日及び休日	1 回30分まで	0
			1 回30分を超え 1 時間まで	150
			1 回 1 時間を超えた場合は、150 円に 1 時間を超えた時間30分までごとに 150 円を加算する。ただし、800 円を超えるときは、800 円とする。	
			1 回30分まで	0
			1 回30分を超え 1 時間まで	100

佐原 2 丁目公園 第 1 駐車場		上記以外 の日	1 回 1 時間を超えた場 合は、100 円に 1 時間 を超えた時間30分まで ごとに 100 円を加算す る。ただし、700 円を 超えるときは、700 円 とする。
	大型	1 回につき	2,100

別表第 3 第 1 号キの表三笠公園駐車場の項の次に次のように
加える。

不入斗公園臨時 駐車場	普 通	1 回につき	600
----------------	-----	--------	-----

別表第 3 第 1 号キの表しょうぶ園駐車場の項及び馬堀海岸公
園駐車場の項を次のように改める。

しょうぶ園駐車 場	普通	ふじ及び しょうぶ の開花期 間で市長 が別に定 める期間	1 回30分まで	250
			1 回30分を超えた場合 は、250 円に30分を超 えた時間30分までごと に 250 円加算する。	
		上記以外 の日	1 回30分につ き	150
			1 回30分を超えた場合 は、150 円に30分を超 えた時間30分までごと に 150 円を加算する。 ただし、600 円を超え るときは、600 円とす る。	
	大型	通年	1 回につき	2,100
馬堀海岸公園駐 車場	普通	1 月から 6 月まで 及び 9 月 から12月 まで	1 回30分まで	100
			1 回30分を超えた場合 は、100 円に30分を超 えた時間30分までごと に 100 円を加算する。 ただし、800 円を超え るときは、800 円とす る。	
		7 月及び 8 月	1 回30分まで	250
			1 回30分を超えた場合 は、250 円に30分を超 えた時間30分までごと に 250 円を加算する。 ただし、1,500 円を超 えるときは、1,500 円 とする。	

別表第 3 第 1 号キの表くりはま花の国第 1 駐車場くりはま花
の国第 2 駐車場の項中「630」を「1,200」に、「2,100」を
「2,700」に改め、 同表くりはま花の国パークゴルフ場駐車
場の項中「くりはま花の国パークゴルフ場駐車場」を「くりは
ま花の国第 3 駐車場」に、「630」を「1,200」に改め、同表
西公園臨時駐車場の項中「320」を「600」に改める。

- 附 則
- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
 - 改正後の都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後
に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に
使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例に

よる。

3 この条例施行の際、現に改正前の都市公園条例の規定によ
り発行された回数券については、この条例施行の日以後も、
なお引き続き使用することができる。

~~~~~

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第72号

地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和  
63年横須賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第15項の表中

| 交流施設<br>地区 | 研究・研<br>修施設地<br>区                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 交流施設<br>地区 A 地<br>区 | 交流施設<br>地区 B 地<br>区 | 研究・研<br>修施設地<br>区                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 次に掲げ<br>る建築物<br>ア 研究<br>所又は<br>研修所<br>イ 学校<br>ウ 図書<br>館、博<br>物館又<br>は美術<br>館<br>エ 体育<br>館、ス<br>ポーツ<br>の練習<br>場又は<br>水泳場<br>（ボー<br>リング<br>場、ス<br>ケート<br>場、ス<br>キー場、<br>ゴルフ<br>練習場、<br>バッティ<br>ング練<br>習場そ<br>の他こ<br>れらに<br>類する<br>ものを<br>除く。）<br>オ 店舗<br>又は飲<br>食店(風<br>俗営業、<br>店舗型<br>性風俗<br>特殊営<br>業、風<br>俗営業<br>等の規<br>制及び<br>業務の<br>適正化 |                     |                     | 次に掲げ<br>る建築物<br>ア 研究<br>所又は<br>研修所<br>イ 学校<br>ウ 図書<br>館、博<br>物館又<br>は美術<br>館<br>エ 体育<br>館、ス<br>ポーツ<br>の練習<br>場又は<br>水泳場<br>（ボー<br>リング<br>場、ス<br>ケート<br>場、ス<br>キー場、<br>ゴルフ<br>練習場、<br>バッティ<br>ング練<br>習場そ<br>の他こ<br>れらに<br>類する<br>ものを<br>除く。）<br>エ 博物<br>館又は<br>美術館<br>オ 事務<br>所<br>カ 体育<br>館、ス |

|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 次に掲げる建築物<br>ア 研究所又は研修所<br>イ 路線バスの停留所の上家<br>ウ 学校<br>エ 図書館、博物館又は美術館<br>オ 事務所<br>カ 体育館、スポーツの練習場又は水泳場（ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するものを除く。）<br>キ ホテル又は旅館<br>ク アからキまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に | 等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業（以下「特定遊興飲食店営業」という。）の用に供するもの並びに自家販売のために食品製造業（食品加工业を含む）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（令第130条の5の2第4号に規定するものを除く。）のうち、延べ面積の2分の1以上をアから | 次に掲げる建築物<br>ア 研究所又は研修所<br>イ 路線バスの停留所の上家<br>ウ 学校<br>エ 図書館、博物館又は美術館<br>オ 事務所<br>カ 体育館、スポーツの練習場又は水泳場（ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するものを除く。）<br>キ ホテル又は旅館<br>ク アからキまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に | スポーツの練習場又は水泳場（ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するものを除く。）<br>キ ホテル又は旅館<br>ク アからキまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に | オ 店舗又は飲食店（風俗営業、店舗型特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び特定遊興飲食店営業の用に供するもの並びに自家販売のために食品製造業（食品加工业を含む）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（令第130条の5の2第4号に規定するものを除く。）のうち、延べ面積の2分の1以上をアからエまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に | る自動車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積を超えないもの（2階以上の部分を自動車庫の用途に供するものを除く。）<br>ク 診療所又は病院<br>ケ 路線バスの停留所の上家<br>コ 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4第5号に規定するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に | エまでに掲げる用途に供し、かつ、店舗又は飲食店の用途に供する床面積の合計が500平方メートル以内のもの<br>カ 寄宿舍<br>キ 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（令第130条の5の3第1号又は第2号に掲げるものに限る。）<br>ケ 公衆便所<br>コ アからケまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に | る自動車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積を超えないもの（2階以上の部分を自動車庫の用途に供するものを除く。）<br>ケ 公衆便所<br>コ アからケまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に | 遊興飲食店営業」という。）の用に供するものを除く。）のうち、その用途に供する床面積の合計が500平方メートル以内のもの（令第130条の5の3第1号又は第2号に掲げるものに限る。）<br>ケ 公衆便所<br>コ アからケまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に | 内のも<br>カ 寄宿舍<br>キ 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの<br>ク 診療所又は病院<br>ケ 路線バスの停留所の上家<br>コ 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4第5号に規定するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                              |                                                                                  |   |                                                                 |                                                                                                     |   |                                                                                  |              |                                                                                                                                                                                                                         |  |                                                                                                                                                                                                                         |  |                                                                                                                                                                                                                                      |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| ある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積を超えないもの（2 階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。） |                                                                                  | を | する部分を除く。）の延べ面積を超えないもの（2 階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）              |                                                                                                     | に | ある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積を超えないもの（2 階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）               |              | 道路境界線に面する部分は 10メートル及び隣地境界線に面する部分は 5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 路線バスの停留所の上家<br>イ 巡査派出所、公衆電話所及び令第 130 条の 4 第 5 号に規定するもので道路境界線からの距離が 1.5メートル以上で、かつ、隣地境界線からの距離が 1メートル以上であるもの |  | 道路境界線に面する部分は 10メートル及び隣地境界線に面する部分は 5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 路線バスの停留所の上家<br>イ 巡査派出所、公衆電話所及び令第 130 条の 4 第 5 号に規定するもので道路境界線からの距離が 1.5メートル以上で、かつ、隣地境界線からの距離が 1メートル以上であるもの |  | 道路境界線に面する部分は 10メートル及び隣地境界線に面する部分は 5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 路線バスの停留所の上家<br>イ 公衆便所の用途に供するもので道路境界線からの距離が 1.5メートル以上であるもの<br>ウ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、外壁等の面から敷地境界線までの距離が 5メートル以上のもの |  |
| 10分の 10                                                                                                      | 10分の 10                                                                          |   | 10分の 10                                                         | 10分の 10                                                                                             |   | 10分の 10                                                                          | 10分の 10      |                                                                                                                                                                                                                         |  |                                                                                                                                                                                                                         |  |                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 10分の 4                                                                                                       | 10分の 4                                                                           |   | 10分の 4                                                          | 10分の 4                                                                                              |   | 10分の 4                                                                           | 10分の 4       |                                                                                                                                                                                                                         |  |                                                                                                                                                                                                                         |  |                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 4,000 平方メートル。ただし、巡査派出所、公衆電話所、路線バスの停留所の上家の用途に供するものについては、この限りでない。                                              | 2,000 平方メートル。ただし、巡査派出所、公衆電話所、路線バスの停留所の上家及び令第 130 条の 4 第 5 号に規定するものについては、この限りでない。 |   | 4,000 平方メートル。ただし、巡査派出所、公衆電話所、路線バスの停留所の上家の用途に供するものについては、この限りでない。 | 4,000 平方メートル（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものについては、200 平方メートル）。ただし、路線バスの停留所の上家及び公衆便所の用途に供するものについては、この限りでない。 |   | 2,000 平方メートル。ただし、巡査派出所、公衆電話所、路線バスの停留所の上家及び令第 130 条の 4 第 5 号に規定するものについては、この限りでない。 | 道路境界線に面する部分は |                                                                                                                                                                                                                         |  |                                                                                                                                                                                                                         |  |                                                                                                                                                                                                                                      |  |

|             |             |                                                                                                                                                                       |             |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                      |                                                                                                      |                                                                                                      |                                                                                                      |                                                                                                      |                                                                                                      |
|-------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |             |                                                                                                                                                                       |             | 地盤面から15メートル（軒の高さは7メートルとし、地階を除く階数は2以下とする。）。ただし、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものにあつては、地盤面から10メートルとし、かつ、真北方向の各部分の地盤面（建築物の敷地の地盤面が北側の隣地の地盤面（隣地に建築物がない場合は、当該隣地の平均地表面より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。）からの高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真 |                                                                                                      |                                                                                                      |                                                                                                      |                                                                                                      | 北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたものとする。                                                                |                                                                                                      |
| 地盤面から15メートル | 地盤面から15メートル | 地盤面から15メートル（軒の高さは7メートルとし、地階を除く階数は2以下とする。）。ただし、当該隣地の平均地表面より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。）からの高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真 | 地盤面から15メートル | 地盤面から15メートル                                                                                                                                                                                                                                                         | 建築物の屋根の水平投影面積の2分の1を超える部分は切妻、寄棟等の勾配を有する形状とし、その勾配は10分の2以上10分の15以下とする。                                  | 建築物の屋根の水平投影面積の2分の1を超える部分は切妻、寄棟等の勾配を有する形状とし、その勾配は10分の2以上10分の15以下とする。                                  | 建築物の屋根の水平投影面積の2分の1を超える部分は切妻、寄棟等の勾配を有する形状とし、その勾配は10分の2以上10分の15以下とする。                                  | 建築物の屋根の水平投影面積の2分の1を超える部分は切妻、寄棟等の勾配を有する形状とし、その勾配は10分の2以上10分の15以下とする。                                  | 建築物の屋根の水平投影面積の2分の1を超える部分は切妻、寄棟等の勾配を有する形状とし、その勾配は10分の2以上10分の15以下とする。                                  | 建築物の屋根の水平投影面積の2分の1を超える部分は切妻、寄棟等の勾配を有する形状とし、その勾配は10分の2以上10分の15以下とする。                                  |
|             |             |                                                                                                                                                                       |             |                                                                                                                                                                                                                                                                     | へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下（学校、テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるもののへい等の高さにあつては、この限りでない。）の網状その他これに類する形状のもの | へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下（学校、テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるもののへい等の高さにあつては、この限りでない。）の網状その他これに類する形状のもの | へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下（学校、テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるもののへい等の高さにあつては、この限りでない。）の網状その他これに類する形状のもの | へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下（学校、テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるもののへい等の高さにあつては、この限りでない。）の網状その他これに類する形状のもの | へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下（学校、テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるもののへい等の高さにあつては、この限りでない。）の網状その他これに類する形状のもの | へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下（学校、テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するものに設けるもののへい等の高さにあつては、この限りでない。）の網状その他これに類する形状のもの |

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

指定下水道工事店条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第73号

指定下水道工事店条例の一部を改正する条例

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 責任技術者は、その職務を行う場合は、前項に規定する資格を有する者であることを証する書類であつて、企業管理規

程に定めるものを携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 9 条から第12条までを削る。

第13条中「及び責任技術者の登録有効期間」及び「又は登録の日」を削り、同条を第 9 条とする。

第14条の見出しを「（工事店証の再交付）」に改め、同条中「又は責任技術者」及び「若しくは責任技術者証」を削り、同条を第10条とする。

第15条第 1 項中「又は責任技術者」を削り、「第13条」を「第 9 条」に改め、同条第 2 項中「及び第 9 条第 2 項」を削り、同条を第11条とする。

第16条を第12条とする。

第17条各号列記以外の部分中「、第 9 条第 1 項」を削り、「第14条」を「第10条」に、「第15条第 1 項」を「第11条第 1 項」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を削り、同条を第13条とする。

附 則

- この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の際現に管理者から責任技術者証（この条例の規定による改正前の指定下水道工事店条例（以下「旧条例」という。）第10条に規定する責任技術者証をいう。以下同じ。）の交付を受けている者に係る当該責任技術者証については、旧条例の規定により定められた当該責任技術者証の有効期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に発行されている責任技術者証については、旧条例第12条、第14条及び第17条第 4 号の規定は、前項に規定する有効期間が経過するまでの間は、なおその効力を有する。

~~~~~  
火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第74号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（平成28年横須賀市条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第42条―第47条）」を「第 3 章 住宅用防災機器の設置  
第 3 章の 2 林野火災の予防（  
及び維持に関する基準等（第42条―第47条）  
第47条の 2 ・第47条の 3 ）  
」に改める。

第41条各号列記以外の部分中「警報」の次に「（法第22条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 6 号を削る。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第47条の 2 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域（事務の委託に基づく消防事務に係る区域を含む。）内に在る者は、第41条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。  
（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第47条の 3 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災発生の危険性を勘案して、第41条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第82条第 1 号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

~~~~~  
生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第75号

生涯学習センター条例の一部を改正する条例

生涯学習センター条例（平成12年横須賀市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 9 条本文中「午後10時」を「午後 9 時」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条第 2 項関係）

施 設	使用料（1 時間当たり）	
	市 内	市 外
市民ホール	円 1,900	円 3,800
パソコン研修室 A	700	1,400
パソコン研修室 B	750	1,500
大学習室	2,000	4,000
第 1 学習室 A	550	1,100
第 1 学習室 B	1,000	2,000
第 2 学習室	1,000	2,000
第 3 学習室	700	1,400
和室	400	800
調理講習室	550	1,100
美術工芸室	650	1,300
音楽室	750	1,500

附 則

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の生涯学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

~~~~~  
議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第76号

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担

担に関する条例の一部を改正する条例

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 5 年横須賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分及び第 8 条中「 7 円73銭」を「 8 円38銭」に改める。

第11条第 2 項第 1 号中「 541 円31銭」を「 586 円88銭」に改め、同項第 2 号中「 270,655 円と28円35銭」を「 293,440 円と30円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第77号

横須賀市農業委員会の委員等の定数に関する条例

の一部を改正する条例
横須賀市農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成28年横須賀市条例第66号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「 8 人」を「 7 人」に改める。
附 則
この条例は、令和 8 年 7 月15日から施行する。

規 則

横須賀市規則第75号
文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年12月17日
横須賀市長 上 地 克 明
文化会館条例施行規則の一部を改正する規則
文化会館条例施行規則（昭和40年横須賀市規則第29号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 項備考に関する部分以外の部分を次のように改める。
1 横須賀市文化会館

大別	附属設備名	単位	使用料	備考
大ホール (舞 台)			円	
	フルコンサート型ピアノ（A）	1 台	6,910	調律料は含まない。
	フルコンサート型ピアノ（B）	1 台	4,610	〃
	せり上がり	1 式	570	
	音響反射板	1 式	3,470	
	所作台	1 式	2,310	
	平台	1 枚	110	
	合唱台	1 台	110	
	合唱台用変形台	1 対	110	
	松羽目	1 式	1,160	竹羽目を含む。
	緋毛せん	1 式	230	
	山台用ふとん	1 枚	110	
	金びょうぶ	1 双	570	
	大太鼓	1 台	230	
	上敷ござ	1 枚	110	
	紗幕	1 式	570	
	演台	1 式	230	
	司会者台	1 台	110	
	指揮台	1 式	110	指揮者用譜面台を含む。
	譜面台	1 組 (10脚)	110	
	譜面灯	1 組 (10台)	230	
	演奏用いす	1 脚	60	
	長机	1 組 (5 脚)	110	
	折りたたみいす	1 組 (10脚)	110	
	高座用座布団	1 枚	110	
	バレエ用シート (1.2m×20m)	1 枚	690	

大ホール (照 明)	浴室	1 室	570	
	シャワー室	1 室	350	
	コンセント	1 口 1 k w	110	
	ボーダーライト	1 列	570	
	アッパーホリゾン トライト	1 列	570	
	ロアーホリゾン トライト	1 列	570	
	舞台フットライト	1 列	350	
	花道フットライト	1 列	350	
	フォローピンスポ ットライト	1 台	2,310	クセノン 2 k w
	スポットライト 1.5 k w	1 台	350	
	スポットライト 1 k w	1 台	230	
	スポットライト 0.5 k w	1 台	110	
	スポットライト（ソー スフォー）	1 台	570	
	L E D パーライト	1 台	570	
大ホール (音 響)	ストリップライト 1.8 m	1 台	230	
	ストリップライト 0.9 m	1 台	110	
	エフェクトマシン	1 式	800	
	ミラーボール	1 台	570	
	コンセント	1 口 1 k w	110	
	拡声装置	1 式	3,470	マイクロホン 1 本つき
	マイクロホン（A）	1 本	920	
	マイクロホン（B）	1 本	570	
	ステレオマイクロホ ン	1 本	1,850	
	ワイヤレスマイクロ ホン	1 チャン ネル	1,730	
	吊りマイクロホン装 置	1 台	690	
	レコードプレーヤー	1 台	1,160	
	テープレコーダー	1 台	920	
	コンパクトディスク プレーヤー	1 台	920	
	ミニディスクデッキ	1 台	1,160	
	デジタルオーディオ テープレコーダーデッ キ	1 台	1,160	
	デジタルメディアレ コーダー	1 台	1,160	
	エレベーターマイク ロホン装置	1 台	570	
	ステージスピーカー (A)	1 台	1,160	

[illegible]

	LEDパーライト	1 台	560		多目的室	ミニディスクデッキ	1 台	230	展示用		
	ストリップライト 1.8m	1 台	230			譜面台	1 組 (10脚)	110			
	ストリップライト 1.2m	1 台	110			長机	1 組 (5 脚)	110			
	エフェクトマシン	1 式	790			スポットライト	1 台	50			
	ミラーボール	1 台	560			コンセント	1 口 1 k w	110			
	コンセント	1 口 1 k w	110								
	ホール (音響)	拡声装置	1 式			3,400	マイクロホン 1 本つき	リハーサル室		アップライト型ピアノ	1 台
マイクロホン (A)		1 本	910	拡声装置	1 式	350					
マイクロホン (B)		1 本	560	マイクロホン	1 本	110					
ステレオマイクロホン		1 本	1,810	レコードプレーヤー	1 台	230					
ワイヤレスマイクロホン		1 チャンネル	1,700	テープレコーダー	1 台	230					
吊りマイクロホン装置		1 台	680	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	230					
レコードプレーヤー		1 台	560	ミニディスクデッキ	1 台	230					
テープレコーダー		1 台	910	譜面台	1 組 (10脚)	110					
コンパクトディスクプレーヤー		1 台	910	コンセント	1 口 1 k w	110					
ミニディスクデッキ		1 台	1,130	長机	1 組 (5 脚)	110					
デジタルオーディオテープレコーダーデッキ		1 台	1,130								
デジタルメディアレコーダー		1 台	1,130	談話室	プロジェクター	1 台			220		
エレベーターマイクロホン装置		1 台	560								
ステージスピーカー (A)		1 台	1,130								
ステージスピーカー (B)		1 台	790								
ポータブルミキサー		1 台	1,130								
サウンドプロセッサー		1 台	910								
コンセント		1 口 1 k w	110								
ホール (映写用)		スクリーン	1 式	1,130	DVDプレーヤーつき						
		プロジェクター	1 式	3,400							
展示ギャラリー		長机	1 組 (5 脚)	110							
		コンセント	1 口 1 k w	110							
	拡声装置	1 式	350	マイクロホン 1 本つき							
	マイクロホン	1 本	110								
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	230								
	テープレコーダー	1 台	230								
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	230								

附 則

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の文化会館条例施行規則別表の規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

~~~~~

**横須賀市規則第76号**

芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則

芸術劇場条例施行規則（平成 5 年横須賀市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表備考に関する部分以外の部分を次のように改める。

| 大別 | 附属設備名              | 単位  | 使用料    | 備考 |
|----|--------------------|-----|--------|----|
|    |                    |     | 円      |    |
|    | オーケストラピット<br>(大編成) | 1 基 | 8,060  |    |
|    | オーケストラピット<br>(小編成) | 1 基 | 5,760  |    |
|    | プロンプターボックス         | 1 式 | 2,310  |    |
|    | 音響反響板              | 1 式 | 11,530 |    |
|    | 大迫り                | 1 基 | 4,610  |    |
|    | 迫り                 | 1 基 | 2,310  |    |
|    | スライディングステージ        | 1 基 | 3,470  |    |
|    | 一点づり               | 1 本 | 3,470  |    |

|          |                     |     |        |               |  |                      |             |        |          |
|----------|---------------------|-----|--------|---------------|--|----------------------|-------------|--------|----------|
| 舞台<br>設備 | 所作台（大劇場用）           | 1 式 | 16,140 | 建て込み料別        |  | 花瓶（小）                | 1 個         | 230    |          |
|          | 所作台（小劇場用）           | 1 式 | 11,530 | 建て込み料別        |  | 表彰用盆                 | 1 枚         | 110    |          |
|          | 能舞台（小劇場用）           | 1 式 | 4,610  | 建て込み料別        |  | ついたて                 | 1 脚         | 570    |          |
|          | 仮設花道                | 1 式 | 3,470  | 鳥屋囲を含む。建て込み料別 |  | スクリーン                | 1 台         | 2,310  |          |
|          | 松竹羽目（大劇場用）          | 1 式 | 5,760  |               |  | ホワイトボードステージ用         | 1 台         | 1,160  |          |
|          | 竹羽目（小劇場用）           | 1 式 | 5,760  |               |  | めくり台                 | 1 台         | 110    |          |
|          | びょうぶ                | 1 双 | 3,470  | 金、銀又は鳥の子      |  | ステージ用姿見              | 1 台         | 920    |          |
|          | 紗幕（大劇場用）            | 1 枚 | 5,760  | 白、黒又は灰        |  | 宴会用いす（小劇場用）          | 1 脚         | 230    |          |
|          | ジョウゼット幕             | 1 式 | 3,470  |               |  | 宴会用テーブル（小劇場用）        | 1 台         | 570    |          |
|          | 平台                  | 1 台 | 350    |               |  | バレエ用シート（1.2m×18m）    | 1 枚         | 690    |          |
|          | 雪かご                 | 1 個 | 570    |               |  | 高座用座布団               | 1 枚         | 350    |          |
|          | 毛せん                 | 1 枚 | 230    |               |  | 水差し                  | 1 個         | 230    |          |
|          | 演台（大劇場用）            | 1 台 | 1,160  | 花台付           |  | 養生用カーペット（小劇場用）       | 1 式         | 9,220  |          |
|          | 演台（小劇場用）            | 1 台 | 570    | 花台付           |  |                      |             |        |          |
|          | 司会者台                | 1 台 | 350    |               |  | 拡声装置（大劇場用）           | 1 式         | 10,370 | マイク 1 本付 |
|          | 指揮台（大）              | 1 台 | 570    |               |  | 拡声装置（小劇場用）           | 1 式         | 5,760  | 同上       |
|          | 指揮台（小）              | 1 台 | 350    |               |  | 音響装置（リハーサル室）         | 1 式<br>1 時間 | 570    |          |
|          | 指揮者用譜面台（オーケストラピット用） | 1 台 | 1,160  |               |  | コンデンサーマイク            | 1 本         | 1,730  |          |
|          | 指揮者用譜面台（ステージ用）      | 1 台 | 570    |               |  | ワイヤレスマイク装置           | 1 本         | 2,880  |          |
|          | 譜面台                 | 1 台 | 110    |               |  | 楽器ピックアップマイク          | 1 本         | 1,160  |          |
|          | 譜面灯                 | 1 台 | 60     |               |  | つりマイク装置 3 点（大劇場用）    | 1 式         | 1,160  |          |
|          | 折り畳み譜面台（小劇場用）       | 1 台 | 60     |               |  | つりマイク装置 2 点（大劇場用）    | 1 式         | 920    |          |
|          | オーケストラひな壇（フルサイズ）    | 1 式 | 6,910  |               |  | 各種マイク                | 1 本         | 1,160  |          |
|          | オーケストラひな壇（基本セット）    | 1 式 | 4,610  |               |  | I T V 装置（大劇場用）       | 1 式         | 3,470  |          |
|          | 陰階段                 | 1 台 | 350    |               |  | オープンテープレコーダー         | 1 台         | 3,470  | 卓付       |
|          | 箱足                  | 1 台 | 60     |               |  | カセットテープレコーダー         | 1 台         | 1,160  |          |
|          | 開き足                 | 1 脚 | 110    |               |  | コンパクトディスクプレーヤー       | 1 台         | 1,160  |          |
|          | 上敷                  | 1 枚 | 230    |               |  | ミニディスクデッキ            | 1 台         | 1,730  |          |
|          | ピアノいす               | 1 脚 | 110    |               |  | デジタルオーディオテープレコーダーデッキ | 1 台         | 1,730  |          |
|          | コントラバス用いす           | 1 脚 | 230    |               |  | ディレイユニット             | 1 台         | 2,310  |          |
|          | 演奏用いす               | 1 脚 | 110    |               |  | 移動用スピーカー             | 1 台         | 1,730  |          |
|          | 折り畳み机               | 1 脚 | 350    |               |  | 跳ね返りスピーカー            | 1 台         | 1,160  |          |
|          | 折り畳いす               | 1 脚 | 110    |               |  | マイクスタンド              | 1 本         | 110    |          |
|          | スモークマシン（大劇場用）       | 1 台 | 3,470  | ジェットファンを含む。   |  | 客席内ミキサー台             | 1 台         | 1,160  |          |
|          | スモークマシン（小劇場用）       | 1 台 | 1,730  | 同上            |  | ステレオマイク              | 1 本         | 4,610  |          |
|          | 早変わり室               | 1 組 | 3,470  | 姿見を含む。        |  |                      |             |        |          |
|          | 花瓶（大）               | 1 個 | 570    |               |  |                      |             |        |          |

|                                  |                                |       |        |                      |                               |                                     |                            |       |                       |
|----------------------------------|--------------------------------|-------|--------|----------------------|-------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|-------|-----------------------|
| 映写<br>設備                         | 映写機（16mm）                      | 1 台   | 6,910  | 1 k w キセ<br>ノン       | 照明<br>設備                      | 1 k w キセノンラン<br>プピンスポットライ<br>ト      | 1 台                        | 2,310 | ストロボア<br>ダプターを<br>含む。 |
|                                  | テレビ中継用設備                       | 1 式   | 11,530 |                      |                               | 3 k w キセノンラン<br>プピンスポットライ<br>ト      | 1 台                        | 4,610 |                       |
|                                  | テレビモニター                        | 1 台   | 3,470  |                      |                               | 24 v — 250 w パラボ<br>リックミラー スポッ<br>ト | 1 式                        | 460   |                       |
|                                  | スライドプロジェク<br>ター（A）（35mm）       | 1 台   | 6,910  |                      |                               | 1 k w パーライト                         | 1 台                        | 570   |                       |
|                                  | スライドプロジェク<br>ター（B）（35mm）       | 1 台   | 2,310  |                      |                               | 300 w ロアーホリゾ<br>ントライト（4 色）          | 1 式                        | 2,310 |                       |
|                                  | ビデオプロジェクター<br>（小劇場用）           | 1 台   | 3,630  |                      |                               | DVDレコー<br>ダー付                       | 300 w ロアーホリゾ<br>ントライト（6 色） | 1 式   |                       |
| 楽器                               | ピアノ（フルコンサー<br>ト型外国製）           | 1 台   | 16,140 | 調律料は含<br>まない。い<br>す付 |                               | 500 w アップーホリ<br>ゾントライト（4 色）         | 1 式                        | 2,880 |                       |
|                                  | ピアノ（フルコンサー<br>ト型日本製）           | 1 台   | 10,370 | 同上                   |                               | 500 w アップーホリ<br>ゾントライト（8 色）         | 1 式                        | 4,040 |                       |
|                                  | ピアノ（セミコンサー<br>ト型外国製）           | 1 台   | 11,530 | 同上                   |                               | 100 w ボーダーライ<br>ト（4 色）              | 1 式                        | 1,160 |                       |
|                                  | ピアノ（セミコンサー<br>ト型日本製）           | 1 台   | 5,760  | 同上                   |                               | 100 w フットライト<br>（本舞台）               | 1 式                        | 1,160 |                       |
|                                  | ピアノ（アップライ<br>ト日本製）             | 1 台   | 1,160  | 同上                   |                               | 100 w フットライト<br>（花道）                | 1 式                        | 570   |                       |
|                                  | グランドハーブ                        | 1 台   | 4,610  | 同上                   |                               | 100 w ストリップラ<br>イト（6 尺・3 色）         | 1 本                        | 410   |                       |
|                                  | 大太鼓                            | 1 台   | 1,160  |                      |                               | 100 w 白熱ランプス<br>トリップライト（6<br>尺・2 色） | 1 本                        | 290   |                       |
|                                  | 縮太鼓                            | 1 台   | 570    |                      |                               | 100 w 白熱ランプス<br>トリップライト（3<br>尺・2 色） | 1 本                        | 170   |                       |
|                                  | 0.5 k w スポットラ<br>イト            | 1 台   | 290    |                      | 0.5 k w ミニブルー<br>トライト         | 1 灯                                 | 230                        |       |                       |
|                                  | 1 k w スポットライ<br>ト              | 1 台   | 410    |                      | ブロードキャストラ<br>イト               | 1 灯                                 | 350                        |       |                       |
|                                  | 1.5 k w スポットラ<br>イト            | 1 台   | 570    |                      | 1 k w プロジェクター<br>スポットライト      | 1 式                                 | 1,380                      |       |                       |
|                                  | 2 k w スポットライ<br>ト              | 1 台   | 690    |                      | 2 k w プロジェクター<br>スポットライト      | 1 式                                 | 1,960                      |       |                       |
|                                  | 3 k w スポットライ<br>ト              | 1 台   | 920    |                      | 1.2 k w H M I ラン<br>プ         | 1 式                                 | 8,060                      |       |                       |
|                                  | 5 k w スポットライ<br>ト              | 1 台   | 1,380  |                      | 4 k w H M I ランプ               | 1 式                                 | 9,220                      |       |                       |
|                                  | 1.2 k w H M I ラン<br>プスポットライト   | 1 式   | 2,310  |                      | ディスクマシーン                      | 1 台                                 | 920                        |       |                       |
|                                  | 2.5 k w H M I ラン<br>プスポットライト   | 1 式   | 2,880  |                      | スパイラルマシーン<br>（センターレスマシ<br>ーン） | 1 台                                 | 920                        |       |                       |
|                                  | 4 k w H M I ランプ<br>スポットライト     | 1 式   | 4,610  |                      | フィルムマシーン                      | 1 台                                 | 920                        |       |                       |
|                                  | 650 w カッタースポ<br>ットライト          | 1 式   | 690    |                      | カレイドマシーン                      | 1 台                                 | 690                        |       |                       |
|                                  | 1 k w エリプソイダ<br>ルスポットライト       | 1 台   | 690    |                      | プリズムマシーン                      | 1 台                                 | 690                        |       |                       |
|                                  | 2 k w エリプソイダ<br>ルスポットライト       | 1 台   | 920    |                      | リップルマシーン                      | 1 台                                 | 690                        |       |                       |
|                                  | 575 w H M I ランプ<br>スポットライト     | 1 台   | 920    |                      | マルチストロボ                       | 1 式                                 | 1,160                      |       |                       |
|                                  | 1 k w ハロゲンラン<br>プピンスポットライ<br>ト | 1 台   | 1,160  |                      | ブラックライト（ス<br>ポット型）            | 1 台                                 | 800                        |       |                       |
| 0.7 k w キセノンラン<br>プピンスポットライ<br>ト | 1 台                            | 1,730 |        | ファイアードラムマ<br>シーン     | 1 台                           | 800                                 |                            |       |                       |

|        |                                         |     |        |  |
|--------|-----------------------------------------|-----|--------|--|
| その他の設備 | 波マシーン（箱型）                               | 1 台 | 800    |  |
|        | ミラーボール（200mm）                           | 1 台 | 690    |  |
|        | ミラーボール（450mm）                           | 1 台 | 800    |  |
|        | ミラーボール（600mm）                           | 1 台 | 920    |  |
|        | 星球                                      | 1 式 | 1,730  |  |
|        | スライダック（1kw）                             | 1 台 | 230    |  |
|        | 調光システム自動制御（大劇場用）                        | 1 式 | 13,830 |  |
|        | 調光システム自動制御（小劇場用）                        | 1 式 | 11,530 |  |
|        | 調光システムマニュアル（大劇場用）                       | 1 式 | 6,910  |  |
|        | 調光システムマニュアル（小劇場用）                       | 1 式 | 5,760  |  |
|        | 特別電源単相 3 線 210 / 105 v－100 K V A（大劇場用）  | 1 式 | 5,760  |  |
|        | 特別電源 3 相 3 線 210 v－100 K V A（大劇場用）      | 1 式 | 5,760  |  |
|        | 特別電源 3 相 4 線 182 / 105 V－90 K V A（大劇場用） | 1 式 | 4,610  |  |
|        | 特別電源 3 相 3 線 210 V－50 K V A（小劇場用）       | 1 式 | 2,880  |  |

|                                         |         |       |  |
|-----------------------------------------|---------|-------|--|
| 特別電源 3 相 4 線 182 / 105 V－50 K V A（小劇場用） | 1 式     | 2,880 |  |
| 特別電源 3 相 4 線 182 / 105 V－20 K V A（小劇場用） | 1 式     | 1,730 |  |
| 持込み器具電気使用料                              | 1 K V A | 230   |  |
| 仮設電話基本使用料                               | 1 台     | 2,310 |  |
| 洗濯乾燥室                                   | 1 室     | 1,160 |  |
| シャワー室                                   | 1 室     | 1,160 |  |
| 電話通話料                                   |         | 実費    |  |

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の芸術劇場条例施行規則別表の規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

横須賀市規則第77号

美術館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

美術館条例施行規則の一部を改正する規則

美術館条例施行規則（令和 4 年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改める。

第 7 条各号列記以外の部分中「第 5 条第 6 号」を「第 5 条第 7 項」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 8 条第 1 項及び第 2 項中「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 7

項」に改め、同条第 3 項中「、前条第 3 号の場合にあっては当該駐車場を使用する日付けの観覧券の提示をもって」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

横須賀市規則第78号

体育会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

体育会館条例施行規則の一部を改正する規則

体育会館条例施行規則（平成29年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（特別の理由）

第 7 条の 2 条例別表備考に関する部分第13項に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の区域内に存する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）における授業等の教育活動で使用するとき
- (2) 7 月21日から 8 月31日までの期間の平日に団体が使用するとき。ただし、午前 9 時30分から午前11時30分までの時間に限る。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認めるもの
- 別表第 1 項第 1 号の表を次のように改める。

| 種別   | 種目・品名    | 使用料   | 単位  | 備考               |
|------|----------|-------|-----|------------------|
| 体育器具 | バスケットボール | 円 870 | 1 組 | 第 1 競技場に限る。      |
|      | バレーボール   | 500   | 1 組 |                  |
|      | 卓球       | 170   | 1 組 |                  |
|      | ハンドボール   | 500   | 1 組 |                  |
|      | 体操器具     | 310   | 1 組 | 1 種目につき          |
|      | トランポリン   | 500   | 1 組 | アマチュア用           |
|      | ボクシング    | 3,460 | 1 組 |                  |
|      | バドミントン   | 170   | 1 組 | 第 1 体育室は除く。      |
|      | 柔道用たたみ   | 15    | 1 畳 |                  |
|      | レスリング    | 2,600 | 1 組 | アマチュア用           |
|      | 電光表示盤    | 1,740 | 1 組 | 第 1 競技場に限る。      |
|      | バウンドテニス  | 170   | 1 組 | 第 2 競技場に限る。      |
|      | アーチェリー   | 500   | 1 式 |                  |
|      | マット A    | 250   | 1 枚 | 長さ 6 メートル、ソフトマット |

|      |      |       |     |                                               |
|------|------|-------|-----|-----------------------------------------------|
| 放送器具 | 音響装置 | 1,480 | 1 式 | 長さ 3 メートル                                     |
|      |      |       |     | アンプ、レコードプレイヤー、コンパクトディスクプレイヤー、テープレコーダー及びマイクロホン |

別表第 1 項第 2 号の表を次のように改める。

| 種別 | 種目・品名 | 使用料 | 単位 | 備考 |
|----|-------|-----|----|----|
|    |       | 円   |    |    |

|      |          |       |     |                                |
|------|----------|-------|-----|--------------------------------|
| 体育器具 | バスケットボール | 870   | 1 組 | 1 種目につき                        |
|      | バレーボール   | 500   | 1 組 |                                |
|      | 卓球       | 170   | 1 組 |                                |
|      | ハンドボール   | 500   | 1 組 |                                |
|      | 体操器具     | 310   | 1 組 |                                |
|      | トランポリン   | 500   | 1 組 |                                |
|      | バドミントン   | 170   | 1 組 |                                |
|      | バウンドテニス  | 170   | 1 組 |                                |
|      | 柔道用たたみ   | 15    | 1 畳 |                                |
|      | マット A    | 250   | 1 枚 |                                |
| 放送器具 | マット B    | 170   | 1 枚 | 長さ 6 メートル、ソフトマット               |
|      |          |       |     | 長さ 3 メートル                      |
|      | 音響装置     | 1,480 | 1 式 | アンプ、レコードプレイヤー、テープレコーダー及びマイクロホン |

別表第 2 項第 1 号の表を次のように改める。  
(1 時間当たり)

| 照明使用区分  |       |    | 1 / 3    | 1 / 2 ・<br>2 / 3 | 全面         |
|---------|-------|----|----------|------------------|------------|
| 第 1 競技場 | 照明の種類 | 普通 | 円<br>700 | 円<br>1,500       | 円<br>2,200 |
|         |       | 特別 | —        | —                | 8,900      |
| 第 2 競技場 | 照明の種類 | 普通 | —        | 300              | 700        |
|         |       | 特別 | —        | —                | 2,700      |

別表第 2 項第 2 号の表を次のように改める。  
(1 時間当たり)

| 照明使用区分 |       |    | 1 / 2    | 全面       |
|--------|-------|----|----------|----------|
| 競技場    | 照明の種類 | 普通 | 円<br>400 | 円<br>800 |
|        |       | 特別 | —        | 1,600    |

別表第 2 項第 3 号の表を次のように改める。  
(1 時間当たり)

| 照明使用区分 |       |    | 1 / 3    | 1 / 2 ・<br>2 / 3 | 全面       |
|--------|-------|----|----------|------------------|----------|
| 競技場    | 照明の種類 | 普通 | 円<br>200 | 円<br>400         | 円<br>600 |
|        |       | 特別 | —        | —                | 1,200    |

別表第 2 項第 4 号の表を次のように改める。  
(1 時間当たり)

| 照明使用区分 |       |    | 1 / 2    | 全面       |
|--------|-------|----|----------|----------|
| 競技場    | 照明の種類 | 普通 | 円<br>300 | 円<br>600 |
|        |       | 特別 | —        | 1,300    |

別表第 3 項第 1 号の表を次のように改める。  
(1 時間当たり)

| 区分      |  | 暖房          | 冷房         |
|---------|--|-------------|------------|
| 施設      |  |             |            |
| 第 1 競技場 |  | 円<br>10,000 | 円<br>7,300 |

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 第 2 競技場 | 2,100 | 2,300 |
|---------|-------|-------|

別表第 3 項第 2 号の表を次のように改める。  
(1 時間当たり)

| 区分  |  | 暖房         | 冷房         |
|-----|--|------------|------------|
| 施設  |  |            |            |
| 競技場 |  | 円<br>1,700 | 円<br>1,700 |

附 則

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の体育会館条例施行規則別表の規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

横須賀市規則第79号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

| 有料公園施設の<br>種類                            | 附属設備    | 単位             | 金額           | 備考               |
|------------------------------------------|---------|----------------|--------------|------------------|
| 硬式野球場<br>（追浜公園に限る。）                      | 放送器具    | 使用単位時間ごとに      | 1,700円       | 早朝使用は除く。         |
|                                          | スコアボード  | 使用単位時間ごとに      | 3,500円       | 早朝使用は除く。         |
|                                          | 夜間照明    | 30分以内につき       | 7,900円       | 7月1日から9月30日までの期間 |
|                                          |         |                | 6,700円       | 上記以外の期間          |
|                                          | 第 1 会議室 | 30分以内につき       | 220円         |                  |
|                                          | 第 2 会議室 | 30分以内につき       | 160円         |                  |
|                                          | 本部席室    | 30分以内につき       | 220円         |                  |
| 軟式野球場<br>（不入斗公園（第 1 軟式野球場に限る。）及び西公園に限る。） | 夜間照明    | 30分以内につき       | 5,000円       | 7月1日から9月30日までの期間 |
|                                          |         |                | 4,400円       | 上記以外の期間          |
| 陸上競技場                                    | 拡声機     | 1 回（2 時間以内）につき | 380円         |                  |
|                                          | 写真判定室   | 1 回につき         | 9,400円       |                  |
| サッカー場                                    | 夜間照明    | 30分以内につき       | 全面<br>2,700円 | 7月1日から9月30日までの期間 |
|                                          |         |                | 半面<br>1,300円 |                  |
|                                          |         |                | 全面<br>2,400円 | 上記以外の期間          |
|                                          |         |                | 半面<br>1,200円 |                  |
|                                          | 本部席     | 30分以内につき       | 220円         | 放送設備を含む。         |

|                          |         |          |                      |                  |
|--------------------------|---------|----------|----------------------|------------------|
| 庭球場（追浜公園、光の丘公園及び西公園に限る。） | 夜間照明    | 30分以内につき | 320円                 | 7月1日から9月30日までの期間 |
|                          |         |          | 260円                 | 上記以外の期間          |
| エアライフル場                  | ビームライフル | 1回につき    | 15歳以上の者（高校生及び中学生を除く） | 870円             |
|                          |         |          | 上記以外の者               | 530円             |
| 水泳プール（馬堀海岸公園に限る。）        | ロッカー    | 1回につき    | 20円                  |                  |

- 附 則
- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
  - 改正後の都市公園条例施行規則別表の規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

横須賀市規則第80号

火災予防条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

火災予防条例施行規則等の一部を改正する規則  
(火災予防条例施行規則の一部改正)

第 1 条 火災予防条例施行規則（昭和45年横須賀市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(林野火災注意報等)

第 9 条の 2 条例第47条の 2 第 1 項の規定による林野火災に関する注意報は、1 月 1 日から 5 月末日までの間において、次の各号のいずれかに該当するときに発するものとする。ただし、消防法等施行取扱規則（昭和35年横須賀市規則第11号）第13条の 2 に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき

(2) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下で、かつ、市の区域又は三浦市の区域に乾燥注意報が発表されているとき

2 条例第47条の 2 第 3 項及び第47条の 3 に規定する区域は、森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき神奈川県知事が作成する地域森林計画において定められた森林の区域とする。

(消防法等施行取扱規則の一部改正)

第 2 条 消防法等施行取扱規則（昭和35年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の 1 条を加える。

(林野火災警報)

第13条の 2 前条の規定にかかわらず、市の区域又は三浦市の区域に強風注意報が発表されている場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発するものとする。ただし、1 月 1 日から 5 月末日までの期間に限る。

(1) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき

(2) 前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下で、かつ、市の区域又は三浦市の区域に乾燥注意報が発表されているとき

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

## 上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第20号

指定下水道工事店条例施行規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年12月10日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

第 2 条第 1 号中「登録を受けた」を削り、同条第 4 号エ中「条例」を「指定下水道工事店条例の一部を改正する条例（令和 7 年横須賀市条例第73号。以下「改正条例」という。）」に改める。

第 7 条を削る。

第 8 条各号列記以外の部分中「第 9 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改め、「資格」の次に「を有する者であることを証する書類」を加え、「者」を「もの」に改め、同条第 1 号中「合格者」の次に「であることを証する書類」を加え、同条第 2 号中「（以下「更新講習」という。）」を削り、「修了者」の次に「であることを証する書類」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 改正条例附則第 2 項に規定する責任技術者証（以下単に「責任技術者証」という。）

第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条を削り、第10条を第 8 条とする。

第11条第 1 項中「第14条」を「第10条及び改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされた旧条例第14条（責任技術者証に係る部分に限る。）」に、「第 8 号様式」を「第 6 号様式」に改め、同条第 2 項中「私設下水道工事責任技術者証」を「責任技術者証」に改め、同条を第 9 条とする。

第12条第 1 項中「第15条第 1 項」を「第11条第 1 項」に改め、「又は第 6 号様式」を削り、同条第 2 項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」を「第 1 条第 2 項に規定する書類」に改め、同項各号を削り、同条を第10条とする。

第13条第 2 号を次のように改める。

(2) 改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされた旧条例第12条第 1 項の規定による責任技術者の登録の取消し又は資格の停止

第13条を第11条とする。

第 1 号様式中「（第 1 条、第12条関係）」を「（第 1 条、第10条関係）」に改める。

第 6 号様式及び第 7 号様式を削る。

第 8 号様式中「（第11条関係）」を「（第 9 条関係）」に改め、同様式を第 6 号様式とする。

附 則

- この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の際現に交付された改正前の指定下水道工事店条例施行規程第 7 号様式による私設下水道工事責任技術者証については、指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）の一部を改正する条例（令和 7 年横須賀市条例第73号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた改正条例の規定による改正前の指定下水道工事店条例（以下「旧条例」という。）の規定により定められた当該責任技術者証の有効期間が経過するまでの間に限り、なおその効力を有する。